

事業創出型資産活用モデルの知識経済 への適応性に関する一考察

会員 境 正寿

要 約

ピーター・F. ドラッカーが説く知識経済では、知識が事業活動における中心的な生産要素となる。また、知識にとっての機会とは主として組織にあるため、知識を組織の成果に反映させるためには、組織における知識の位置付けを明確化する必要がある。他方、投資家から資金を調達し或いはオリジネータの資産を活用するスキームとして、多種多様なものが組成されている。しかし、これらのスキームの多くは知識経済を前提としておらず、スキームにおける知識の位置付けが曖昧である。

本稿は、オリジネータの資産を活用するビジネスプランをオリジネータの資産とともに事業者に提供して新事業の創出を促すモデルを、知識経済に相応しい新たな資産活用モデルとして位置付け、幾つかの代表的なスキームを確認した上で、当該資産活用モデルの知識経済への適応性について考察するとともに、当該資産活用モデルを応用可能な幾つかのテーマにも言及するものである。

目次

1. はじめに
2. 資金調達スキームの概要
 - (1) 任意組合を利用したスキーム
 - (2) 匿名組合を利用したスキーム
 - (3) 投資事業有限責任組合を利用したスキーム
 - (4) 各組合間での比較
3. 資産活用スキームの概要
 - (1) 特定目的会社を利用したスキーム
 - (2) 信託を利用したスキーム
 - (3) 特定目的会社と信託との間での比較
4. 知識経済とは
5. 資金調達スキームまたは資産活用スキームが抱える課題
 - (1) 知識経済への適応性に係る課題
 - (2) 資産価値の評価に係る課題
6. 事業創出型資産活用モデルの知識経済への適応性
 - (1) 事業創出型資産活用モデルの枠組み
 - (2) 知識経済への適応性に関する考察
7. 事業創出型資産活用モデルの修正に係る枠組み
8. 事業創出型資産活用モデルを応用可能なテーマ
 - (1) PPP / PFI 事業
 - (2) クール・ジャパン戦略
 - (3) 六次産業化
 - (4) インフラシステム輸出戦略
9. おわりに

資金を調達するスキーム或いはオリジネータの資産⁽¹⁾を活用するスキームに組み込まれる器の総称である。資金調達または資産活用のための器でしかなく、SPV に提供された資金または資産に基づく事業収益から必要なコストを差し引いて残った利益は、課税されることなく投資家またはオリジネータに還元される。このように、SPV は、投資家またはオリジネータと事業者とをつなぐ導管体としての役割を担うことから、スキームを組成する目的と照らし合わせた上で、当該目的に適した SPV がスキームに組み込まれることになる。

ここで、資金調達のための器としての SPV を“資金調達 SPV”と定義し、資産活用のための器としての SPV を“資産活用 SPV”と定義すると⁽²⁾、少なくともスキームを組成する段階では、資金調達 SPV の主たる要素は金銭に限られるのに対して、資産活用 SPV の主たる要素は、土地・建物のような有形資産、著作権・特許権のような無形資産等、多岐にわたる。

ところで、土地、労働、資本（人的資本、物的資本、金融資本）が事業活動における生産三要素とされる近代経済学⁽³⁾に反して、経済は世界的規模で知識経済に移行している⁽³⁾。したがって、資金調達または資産活用のためのスキームが近代経済学を前提とするのであれば、これらのスキームは知識経済に相応しいものに改

1. はじめに

SPV (Special Purpose Vehicle) とは、投資家からの

める必要がある⁽⁴⁾。

また、知識経済では知識が中心的な生産要素となる
ところ、知識にとっての機会を主として組織にある⁽⁵⁾。
したがって、知識を組織の成果に反映させるためには、
組織における知識の位置付けを明確化することが求めら
れる。資金調達または資産活用のためのスキームを組
織の一形態として捉えるならば、この要求はすなわち、
スキームにおける知識の位置付けを明確化することの
要求でもある。

これに関連して、筆者は以前、拙著「多様な知的財産
の有機的結合により新事業の創出を促すオープン・イ
ノベーションモデル」⁽⁶⁾において、知的財産権を如何
に活用するかを示すビジネスプランを当該知的財産権
とともに事業者へ提供して新事業の創出を促すイ
ノベーションモデルを提案した。

ここでは、知的財産権をオリジネータの資産の一例
として捉え、知的創造活動の産物であるビジネスプラン
を、信託を介して当該資産に強固に結び付けている
ため、拙著のイノベーションモデルは、知識経済に相
応しい新たな資産活用モデルになる可能性がある。

そこで、本稿では、オリジネータの資産を事業活動
に生かすためのビジネスプランをオリジネータの資産
とともに事業者へ提供して新事業の創出を促すモデル
を“事業創出型資産活用モデル”と定義し、幾つかの
代表的なスキームが抱える課題を踏まえた上で、当該
事業創出型資産活用モデルの知識経済への適応性につ
いて考察する。本稿ではさらに、当該事業創出型資産
活用モデルを応用可能な幾つかのテーマにも言及す
る。

2. 資金調達スキームの概要

任意組合、匿名組合または投資事業有限責任組合を
資金調達 SPV とする場合、各組合を利用したスキ
ームは、概ね次のように組成される。

(1) 任意組合を利用したスキーム

任意組合は民法上の組合⁽⁷⁾であり、詳しくは、複数
の当事者が出資をして共同事業を営む契約またはその
共同事業体である。任意組合とする主な理由は、純粋
な投資というよりもリスクの分散にある。また、費用
の計上や収益の分配が容易である点が、任意組合の利
点として挙げられる。映画作品のような映像コンテ
ンツを製作委員会方式で製作する場合、コンテンツ事業

は、任意組合を組み込んだ図1に示すスキームに沿っ
て展開される。

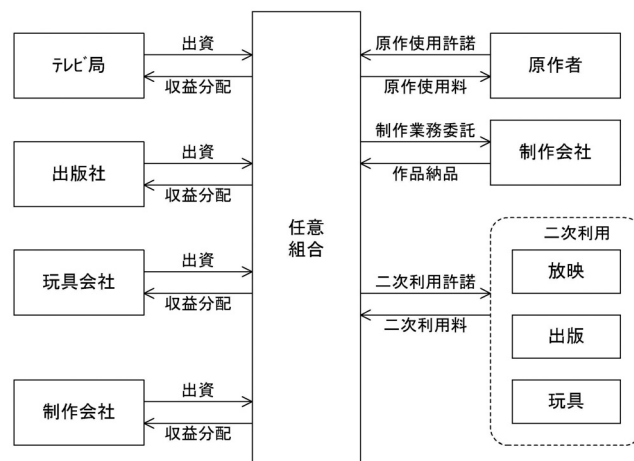


図1：任意組合を利用したスキーム

図1によれば、任意組合は、テレビ局、出版社、玩
具会社、制作会社から出資を受けるとともに、原作者
から原作の使用許諾を受けて、制作会社に映画作品の
制作業務を委託する。制作会社によって制作された映
画作品は、任意組合に納品された後に映画館で上映さ
れる。また、テレビ局、出版社、玩具会社は、上映さ
れた映画作品を二次的に利用する。上映ならびに二次
利用による収益は、出資者であるテレビ局、出版社、
玩具会社、制作会社に分配される。

任意組合においては、出資金や映画作品等の組合財
産は、各組合員の合有とされる。映画作品の著作権が
各組合員に分散する結果、映画作品について想定外の
二次利用を図ろうとすると、権利処理が煩雑化するこ
ととなる。また、各組合員は、組合の債務について無
限責任を負う。したがって、機関投資家や金融関係者
を出資者としてスキームに巻き込むことは困難であ
る。

(2) 匿名組合を利用したスキーム

匿名組合は、商法上の組合⁽⁸⁾である。ただし、匿名
組合は団体ではなく、法的には営業者と匿名組合員と
の間の双務契約に過ぎない。匿名組合契約を締結する
と、匿名組合員の出資は営業者の財産になり、匿名組
合員は営業者の行為について第三者に対して権利義務
を有しない。出資財産は営業者によって運用され、運
用益は出資者である匿名組合員に分配される。ヘッジ
ファンドの多くは、匿名組合と合同会社とを組み合わせ
た図2に示すようなGK-TKスキームを組成して、
投資活動を行う。

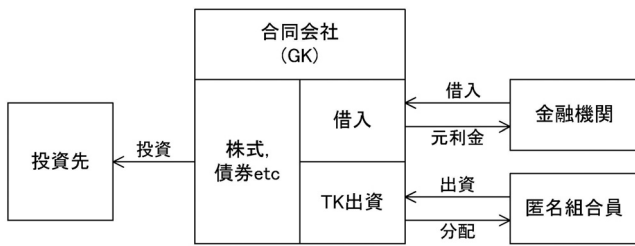


図2：匿名組合を利用したスキーム

図2によれば、合同会社は、金融機関からの借入金と匿名組合員からの出資金とを原資として、株式や債券に投資する。投資に対する収益は、元利金として金融機関に支払われるとともに、匿名組合員に分配される。

匿名組合においては、組合財産は営業者に帰属するため、営業者が破産すると組合財産が破産財団に組み込まれる。また、営業者は無限責任を負う反面、匿名組合員は有限責任を負う。したがって、機関投資家や金融関係者は匿名組合員としてスキームに参加し易く、実際に多くのヘッジファンドにおいて、機関投資家や金融関係者が匿名組合員となっている。

(3) 投資事業有限責任組合を利用したスキーム

投資事業有限責任組合は、投資事業有限責任組合契約に関する法律上の組合であり、業務を執行する無限責任組合員と出資のみを行う有限責任組合員とが結ぶ投資事業有限責任組合契約によって成立する。投資対象は法律に限定列举されており⁽⁹⁾、有価証券や金銭債権といった金融商品が主な投資対象である。ただし、著作権や特許権等の知的財産権も投資対象に含まれている。ベンチャーファンドの多くは、投資事業有限責任組合を組み込んだ図3に示すような集団投資スキームを組成して、投資活動を行う。

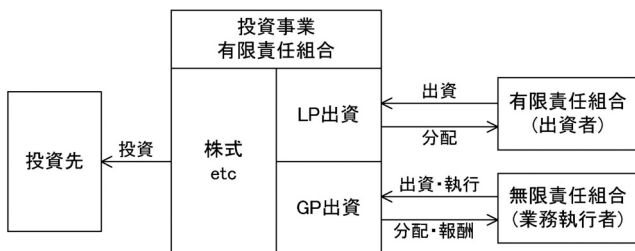


図3：投資事業有限責任組合を利用したスキーム

図3によれば、投資事業有限責任組合は、有限責任組合からLP出資を受けるとともに、無限責任組合からGP出資を受け、無限責任組合の業務執行の下で投資先の株式等を取得する。有限責任組合は投資先からの収益分配を受け、無限責任組合は投資先からの収益

分配と業務執行に対する報酬を受ける。

投資事業有限責任組合においては、組合財産は各組合員の合有となり、組合財産に係る権利が分散する。投資対象が特許権である場合、当該特許権は組合員の合有となる。また、業務執行者は無限責任を負う反面、出資者は有限責任を負う。したがって、機関投資家や金融関係者はLP出資し易く、かつ実際にLP出資している多数の事例がある。

(4) 各組合間での比較

財産の移転方法、財産の帰属および責任を各組合の間で比較すると、表1のとおりである。

	財産の移転方法	財産の帰属	責任
任意組合	出資	組合員	無限
匿名組合	出資	営業者	営業者：無限 組合員：有限
投資事業有限責任組合	出資	組合員	執行者：無限 組合員：有限

表1：各組合間での比較

3. 資産活用スキームの概要

資産の流動化に関する法律で定められた特定目的会社(TMK)⁽¹⁰⁾または信託法上の信託⁽¹¹⁾を資産活用SPVとする場合、これらを利用したスキームは、概ね次のように組成される。

(1) 特定目的会社を利用したスキーム

特定目的会社は、企業から分離・譲渡された優良資産を小口化して投資家から資金を調達するための法人であり、ペーパーカンパニーの一種とされる。資産は法人に帰属し、法人が破産すると資産が破産財団に組み込まれる。ただし、資産を活用する器として機能させることが目的であるため、通常は破産することがないように仕組みられている。不動産等の資産を小口化する場合、特定目的会社を利用した図4に示すようなスキームが組成される。

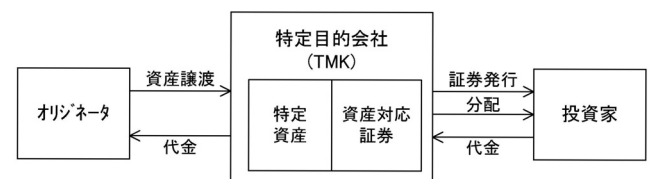


図4：特定目的会社を利用したスキーム

図4によれば、オリジネータは自己の資産を特定目

的会社に譲渡する。特定目的会社は、譲渡された資産を小口化した証券を発行して、投資家から資金を調達する。調達した資金は、資産の代金としてオリジネータに支払われ、資産活用に対する収益は、投資家に分配される。

(2) 信託を利用したスキーム

図5に示すように、オリジネータが自己の資産（たとえば不動産）を受託者に信託すると、受託者は、信託された資産を受益権に転換する。転換された受益権は、受託者からオリジネータに渡される。受託者は、信託された資産を事業に活用する事業者との間で賃貸借契約を締結し、契約に従う賃料を事業者から受け取る。受け取った賃料は、信託報酬を差し引いた後に、受益者であるオリジネータに支払われる。

信託方式の場合、譲渡と異なり、信託設定時に資産の価値評価が不要である。また、信託された資産は受託者に帰属し、かつオリジネータおよび受託者のいずれの倒産からも隔離される。これによって、信託された資産を活用した事業の継続性が担保される。



図5：信託を利用したスキーム

(3) 特定目的会社と信託との間での比較

資産の移転方法および資産の帰属を特定目的会社と信託との間で比較すると、表2のとおりである。

	資産の移転方法	資産の帰属
特定目的会社	譲渡	法人
信託	信託	受託者

表2：特定目的会社と信託との間での比較

4. 知識経済とは

ピーター・F. ドラッカーが説く知識経済とは、知識を基盤とする経済である。知識経済の最も重要なこととして、知識の性格が変わったことが挙げられる。知識経済では、知識が、中心的な資本、費用、資源とされる。これは、知識が、労働と仕事、学ぶこと、教えること、知識自らの本質とその使い方を変えたこと

を意味する⁽¹²⁾。

なお、知識が何かを生み出すためには、土地、労働、資本などの伝統的な生産要素が必要になることは言うまでもなく⁽¹³⁾、知識の経済活動への応用は、生産工程、製品、サービスへの知識の応用として具体化される⁽¹⁴⁾。

ここで、知識とは、電気や通貨に似て、機能するときに初めて存在するという一種のエネルギーである。したがって、知識経済の出現は、知識の歴史の中に位置付けられるべきものではなく、如何に道具を仕事に適用するかという技術の歴史の中に位置付けられる。知識経済の知識は、新しさや古さには関係なく、ニュートン力学の宇宙開発への適用のように、実際に適用できるか否かに意味がある。重要なことは新しさや精緻さではなく、それを使うものの創造力と技能にある⁽¹⁵⁾。

また、知識にとっての機会は主として組織にあるところ、組織とは、共通の目的のために働く専門能力を持つ者からなる人間集団である。組織は常にそれ自体が専門化した存在であり、全ての組織がその目的によって規定される。組織は、1つの目的に集中して初めて、効果的な存在となる⁽¹⁶⁾。組織の機能は、専門知識を生産的にすることである。個々の専門知識は、それだけでは不毛であり、結合して初めて生産的となる。これを可能にすることが組織の機能であり、存在理由であり、役割である⁽¹⁷⁾。

したがって、知識経済では、人格だけでなく帰属⁽¹⁸⁾についても、知識の保有者が、知識の適用対象の主体⁽¹⁹⁾と異なり得ることを当然としなければならず、その上で、知識とその適用対象とを強固に結び付けなければならない。

5. 資金調達スキームまたは資産活用スキームが抱える課題

資金調達スキームまたは資産活用スキームが抱える課題としては、これらのスキームを組織の一形態として捉えた場合における知識経済への適応性に係る課題と、資産価値の評価に係る課題とが存在する。なお、資産価値の評価に係る課題は、特に、特定目的会社を利用した資産活用スキームについて言える。

(1) 知識経済への適応性に係る課題

資金調達 SPV が調達した資金は、事業活動の詳細

が示されたビジネスプランを見極めた上で、プロジェクト・ファイナンスの形態で事業者に提供される。ここで、ビジネスプランという知識を生み出すのはビジネスプランナーであり、ビジネスプランの適用対象である資産の主体は事業者である。また、知識経済では、ビジネスプランナーは事業者と異なり得る。

これを踏まえて、資金調達スキームでは、ビジネスプランという知識とその適用対象である資産とを如何にして結び付けるかが定かではない。したがって、資金調達スキームは、知識経済に相応しいスキームと呼ぶには程遠い。

これに対して、資産活用スキームでは、ビジネスプランナーが資産の原所有者であるオリジネータと異なることを当然とした上で、両者が資産活用 SPV を介して関連付けられる。つまり、ビジネスプランという知識が、資産活用 SPV を介してオリジネータの資産と関連付けられる。したがって、資金調達スキームと比較する限りは、資産活用スキームの方が、知識経済に相応しいスキームと言える。

しかし、ビジネスプランという知識そのものは、財産権ではなく、本稿で言う資産には該当しない。これは、ビジネスプランという知識をオリジネータの資産と同列で扱うことができず、それゆえに両者を強固に結び付けることが困難であることを意味する。この結果、資産活用スキームもまた、知識経済に相応しいスキームと呼ぶには不十分である。

(2) 資産価値の評価に係る課題

特定目的会社を資産活用 SPV とする場合、資産活用 SPV に資産を譲渡する段階でオリジネータに所得税が課せられ、税額を確定させる関係で資産の価値評価が必要になる。しかし、資産価値は当該資産を活用した事業の成否によって左右されるため、事業化前の段階で資産価値を評価することは困難である。この傾向は、実施しようとする事業が斬新であればあるほど顕著になる⁽²⁰⁾。

6. 事業創出型資産活用モデルの知識経済への適応性

上述のような課題を踏まえて、オリジネータの資産を事業活動に生かすためのビジネスプランをオリジネータの資産とともに事業者に提供して新事業の創出を促す“事業創出型資産活用モデル”の知識経済に対

する適応性について考察する。

事業創出型資産活用モデルは、資産価値の評価が不要な信託方式を採用するモデルであり、図6を参照した以下の枠組みで構築される。

(1) 事業創出型資産活用モデルの枠組み

- ① オリジネータは自己の資産を信託して受益権を取得
- ② 受託者は受託した資産を公開し、ビジネスプランナーは当該資産を事業活動に生かすためのビジネスプランを受託者に提示
- ③ 受託者は、提示されたビジネスプランを事業化する事業者を選定⁽²¹⁾
- ④ 受託者は、受託した資産のリース契約⁽²²⁾ないしライセンス契約を事業者と締結し、ビジネスプランナーは、ビジネスプランに係る物品・役務の供給契約を事業者と締結
- ⑤ ビジネスプランナーは、事業者と締結した契約に基づく債権を信託して受益権を取得⁽²³⁾
- ⑥ オリジネータ、ビジネスプランナー、事業者の間で受益権を持ち合う

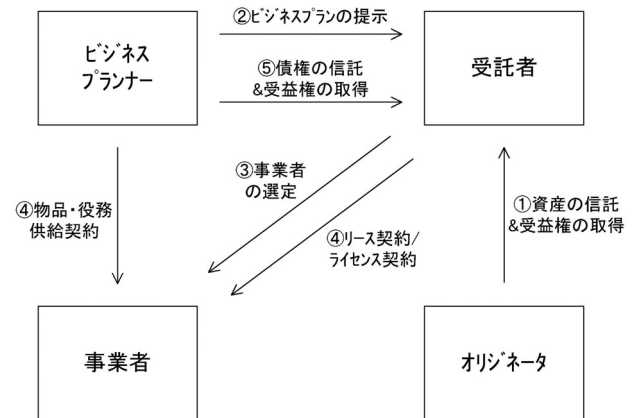


図6：本来の枠組み

(2) 知識経済への適応性に関する考察

事業創出型資産活用モデルが知識経済に相応しいモデルであると言える根拠は、大きくは次の3つにあると思われる。

(i) 1つ目の根拠

本枠組みにおいて、ビジネスプランナーがビジネスプランに係る物品・役務供給契約を事業者と締結し、当該契約に基づく債権を信託するようにした理由は、

ビジネスプランという知識が財産権ではなく、信託に馴染まない点にある⁽²⁴⁾。

これを踏まえて、本枠組みでは、オリジネータの資産およびビジネスプランに係る債権が、信託財産という同列の財産として、受託者の下で管理される。また、ビジネスプランに係る債権の受託者は、オリジネータの資産の受託者と共通する。つまり、本枠組みでは、オリジネータの資産およびビジネスプランという知識が、共通の受託者によって、信託財産として管理される。この結果、ビジネスプランという知識が、信託を介してオリジネータの資産と強固に結び付くこととなる。

(ii) 2つ目の根拠

オリジネータの資産の信託によって転換された受益権、ならびにビジネスプランに係る債権の信託によって転換された受益権は、分割・譲渡によってオリジネータ、ビジネスプランナーおよび事業者の持ち合いとなる。つまり、オリジネータの資産を対象とする受益権の一部は、ビジネスプランナーおよび事業者に譲渡され、ビジネスプランという知識を対象とする受益権の一部は、オリジネータおよび事業者に譲渡される。

この結果、オリジネータの資産およびビジネスプランという知識は、オリジネータ、ビジネスプランナーおよび事業者の各々の下で、受益権という形で混在することとなる。つまり、オリジネータの資産およびビジネスプランという知識は、各受益者の下で、“渾然一体”的に強固に結び付く。

なお、実施に係る事業に必要な資産の種類は様々であり、実施に係る事業に必要なビジネスプランのスケールも様々であるところ、“渾然一体”の程度は、オリジネータおよびビジネスプランナーの数が増えるほど高くなる⁽²⁵⁾。

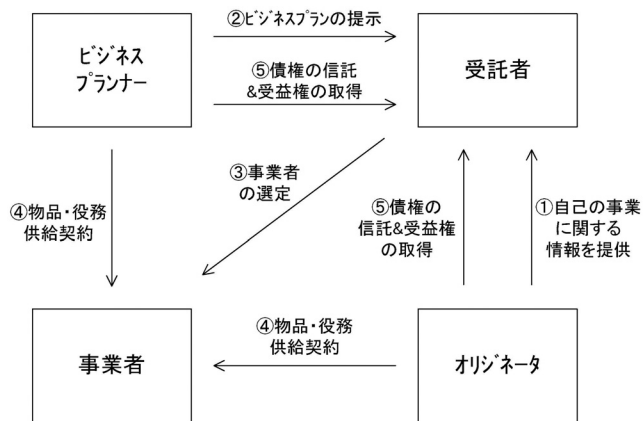
(iii) 3つ目の根拠

オリジネータの資産の価値は、当該資産を活用した事業の成否によって左右される。したがって、オリジネータの資産の価値およびビジネスプランに係る債権の価値を、事業化前の段階で評価することは、困難である。さらに、この傾向は、実施しようとする事業が斬新であればあるほど、顕著になる。本枠組みでは、価値評価が不要な信託方式が採用されるため、より革新的な新事業の創出が促されることとなる⁽²⁶⁾。

7. 事業創出型資産活用モデルの修正に係る枠組み

オリジネータの事業ノウハウは、広義の資産ではあるものの、財産権ではないため、信託には馴染まない。また、オリジネータ自身が新事業への積極的な関与を望む場合もある。図7を参照した以下の枠組みは、信託に馴染まないオリジネータの事業ノウハウを対象とし、かつオリジネータが新事業に積極的に関与することを想定したものである。

- ① オリジネータは、自己の事業に関する公開可能な情報を受託者に提供
- ② 受託者は提供された情報を公開し、ビジネスプランナーはオリジネータを巻き込んだ新事業に係るビジネスプランを受託者に提示
- ③ 受託者は、提示されたビジネスプランを事業化する事業者を選定
- ④ オリジネータは、自己の事業ノウハウに係る物品・役務供給契約を事業者と締結し、ビジネスプランナーは、ビジネスプランに係る物品・役務供給契約を事業者と締結
- ⑤ オリジネータおよびビジネスプランナーの各々は、事業者と締結した契約に基づく債権を受託者に信託して受益権を取得
- ⑥ オリジネータ、ビジネスプランナー、事業者の間で受益権を持ち合う



⑥については図示省略

図7：修正に係る枠組み

[適応性]

この枠組みでは、オリジネータの事業ノウハウが信託に馴染まないことを踏まえて、オリジネータ・事業者間の物品・役務供給契約に基づく債権を、受託者に信託する。この枠組みにおいても、オリジネータの事業ノウハウならびにビジネスプランという知識は、共

通の受託者の下で、信託財産として管理される。この結果、本来の枠組みと同様、ビジネスプランという知識が、信託を介して、オリジネータの事業ノウハウつまり広義の資産と強固に結び付くこととなる。

また、各債権の信託によって転換された受益権は、分割・譲渡によって、オリジネータ、ビジネスプランナーおよび事業者の持ち合いとなる。この結果、オリジネータの広義の資産およびビジネスプランという知識は、本来の枠組みと同様、各受益者の下で“渾然一体”的に強固に結び付く。

8. 事業創出型資産活用モデルを応用可能なテーマ

信託が可能な資産は多種多様であり、ビジネスプランもまた多種多様であるため、本稿の事業創出型資産活用モデルは、様々なテーマに共通的に応用することができる。様々なテーマへの共通的な応用は、生産性の飛躍的な向上をもたらす。以下では、応用可能な幾つかのテーマを列挙する。

(1) PPP / PFI 事業

PPP(Public Private Partnership)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものとされる。また、PFI(Private Finance Initiative)とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(略して「PFI法」)に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う手法であり、PPPの一形態とされる。

事業創出型資産活用モデルの本来の枠組みをこのテーマに応用する場合、信託されるオリジネータの資産としては、公共施設、古民家、空き家等の不動産が想定され、ビジネスプランとしては、これらの不動産を再生する事業計画書が想定される。

たとえば、廃校となった小学校で水産物の養殖事業や食肉加工事業を実施する場合、小学校の不動産所有権がオリジネータの資産に該当し、水産物の養殖事業または食肉加工事業に係る事業計画書がビジネスプランに該当する。

(2) クール・ジャパン戦略

クール・ジャパン戦略とは、自動車、家電・電子機

器等の従来型産業に加えて、「衣」「食」「住」やコンテンツ(アニメ、ドラマ、音楽等)をはじめ、日本の文化やライフスタイルの魅力を付加価値に変える戦略とされる。

事業創出型資産活用モデルの本来の枠組みをこのテーマに応用する場合、信託されるオリジネータの資産としてはコンテンツの著作権が想定され、ビジネスプランとしては当該コンテンツの二次的著作物を制作する企画書が想定される。

たとえば、原作の野球漫画をベースとするアニメ作品をインドで放映する場合、原作の著作権がオリジネータの資産に該当し、インドの文化、歴史、風土を考慮して野球の設定をクリケットに変更したアニメ作品の企画書がビジネスプランに該当する。

なお、クール・ジャパン戦略は海外市場をターゲットとするため、ビジネスプランは現地国に通じた者によって立案されることとなる。

(3) 六次産業化

六次産業化とは、農林水産業者と商工業者とは、それぞれの有する経営資源を互いに持ち寄り、新製品・新サービスの開発等に取り組む連携活動とされる。

事業創出型資産活用モデルの修正枠組みをこのテーマに応用する場合、受託者に提供される情報としては、現地で収穫される農水産物(たとえば穀物、果物、魚介類)または畜産物(たとえば牛肉)のカタログ情報が想定される。また、ビジネスプランとしては、農水産物や畜産物を料理ないし加工するレシピ等の企画書が想定される。

たとえば、地域特産のレモンを使用したヨーグルトを製品化する場合、レモンの生産地や生産量等を含むカタログ情報が、受託者に提供される情報に該当し、当該レモンを使用したヨーグルトのレシピが、ビジネスプランに該当する。

(4) インフラシステム輸出戦略

インフラシステム輸出戦略とは、日本の「強みのある技術・ノウハウ」を最大限に活かして世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むことにより、日本の力強い経済成長につなげていく戦略とされる。

事業創出型資産活用モデルの修正枠組みをこのテーマに応用する場合、受託者に提供される情報としては、高速道路事業、下水処理事業、都市鉄道事業等の

情報が想定される。また、ビジネスプランとしては、現地国の事情にマッチした高速道路 ITS パッケージ事業、下水処理場改修事業、都市鉄道整備事業等の企画書が想定される。

なお、インフラシステム輸出戦略もまた海外市場をターゲットとするため、ビジネスプランは現地国に通じた者によって立案されることとなる。

9. おわりに

資産の価値は、知的創造活動の産物であるビジネスプランに沿って資産を活用することで、増大または減少する。これは、ビジネスプランという知識が事業活動における中心的な生産要素となったことの証左であると言えよう。知識経済が世界の潮流となる中、本稿の資産活用モデルが、オリジネータの資産を対象とした新事業の創出を検討する際の参考になれば、光栄である。

(注釈)

- (1)一般的には、金銭も資産として捉えられるし、事業ノウハウもまた資産として捉えられる余地がある。しかし、本稿では、金銭を“資産”の対象外とし、不動産所有権、知的財産権、金銭債権等の金銭以外の財産権を“資産”として捉えるとともに、事業ノウハウを“広義の資産”として捉える。
- (2)資金調達SPVにおいても、調達した資金によって資産を取得・活用する側面があり、資産活用SPVにおいても、取得した資産の活用によって資金を調達する側面があるため、両社を明確に区別することはできない。ただし、前者では資金調達が資産活用に先行するのに対して、後者では資産活用が資金調達に先行する。そこで、本稿では、資金調達が先行するSPVを“資金調達SPV”と定義し、資産活用が先行するSPVを“資産活用SPV”と定義する。
- (3)P. F. ドラッカー「断絶の時代」ダイヤモンド社（2007年）第7章、第12章
- (4)P. F. ドラッカー「ポスト資本主義社会」ダイヤモンド社（2007年）pp.56において、ドラッカーは、『今日では、知識だけが意味ある資源である。もちろん伝統的な生産要素、すなわち土地、労働、資本がなくなったわけではない。だが、それらは二義的な要素となった。』と述べている。
- (5)前掲「断絶の時代」pp.283
- (6)日本知財学会第12回年次学術研究発表会予稿集
- (7)民法第667条～第688条参照。
- (8)商法第535条～第542条参照。
- (9)投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項参照。

- (10)資産の流動化に関する法律第2編参照。
- (11)信託法の改正によって受益証券発行信託が制度化されたことや、信託業法の改正によって受託可能財産の制限がなくなったため、資産の流動化に関する法律の特定目的信託は実質的な存在意義を失ったと思われる。詳しくは、高橋正彦「証券化の法と経済学」NTT出版株式会社（2009年）pp.293参照。
- (12)前掲「断絶の時代」まえがき
- (13)前掲「ポスト資本主義社会」pp.59～pp.60
- (14)前掲「ポスト資本主義社会」pp.233
- (15)前掲「断絶の時代」pp.276
- (16)前掲「ポスト資本主義社会」pp.64
- (17)前掲「ポスト資本主義社会」pp.66～pp.67
- (18)端的には、企業等の組織のいずれに属しているかの意。
- (19)知識の適用対象の主体とは、たとえば、生産工程を稼働させる事業者、或いは製品またはサービスを開発する事業者を指す。このような主体が保有する資産が、知識の適用対象に該当する。
- (20)信託を資産活用SPVとする場合は、信託設定時の価値評価が不要となるが、ビジネスプランという知識の位置付けが曖昧であるという課題は依然として残る。
- (21)既存の事業会社を選定する場合、事業資金はコーポレート・ファイナンスによって調達される。これに対して、新規に設立された事業会社を選定する場合は、プロジェクト・ファイナンスによって事業資金が調達される。
- (22)ここでは、賃貸借契約もリース契約に含める。
- (23)ビジネスプランナーは物品・役務供給契約に基づく債権を信託するため、ビジネスプランナーもまたオリジネータと言える。ただし、本稿では、ビジネスプランナーをオリジネータから区別して考える。
- (24)鈴木健治「未公表の知的財産を対象とする信託－技術上の営業秘密を中心として－」日本弁理士会中央知的財産研究所研究報告第21号（2007年）pp.59～pp.102
- (25)所有者が錯綜した土地に商業施設を建設するような事例では、オリジネータは、土地の所有者の数だけ存在し、ビジネスプランナーは、商業施設の概要を示すマスタープラン、および当該商業施設内の店舗またはフロアの詳細を示す個別プランの数だけ存在する。
- (26)前掲「ポスト資本主義社会」pp.233によれば、知識の経済活動への応用には、生産工程、製品、サービスの絶えざる向上への知識の応用、全く新しい異なる生産工程、製品、サービスへの既存の知識の応用、およびイノベーションの3つの方法がある。革新的な新事業の創出がイノベーションの一形態であることを踏まえると、3つ目の根拠は、資産価値の評価に係る課題に答えるだけのものではなく、事業創出型資産活用モデルが知識経済に相応しいことの根拠とも言える。

(原稿受領 2016. 10. 10)